

令和3年涌谷町議会定例会6月第2回会議（第2日）

令和3年6月17日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 同意第 9号 教育委員会委員の任命について

1. 同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 報告第 2号 専決処分の報告について

1. 報告第 3号 専決処分の報告について

1. 報告第 4号 専決処分の報告について

1. 報告第 5号 専決処分の報告について

1. 報告第 6号 専決処分の報告について

1. 報告第 7号 専決処分の報告について

1. 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 9号 事故繰越し繰越計算書について

1. 報告第10号 繰越計算書について

1. 議案第36号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第37号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第38号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第39号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

1. 議案第40号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型
介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

1. 議案第41号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の
人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第42号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第43号 財産の取得について

1. 議案第44号 令和3年度一般会計補正予算（第3号）

1. 議案第45号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第46号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

1. 議案第47号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
1. 議案第48号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
1. 日程の追加について
1. 追加日程第1 議案第49号 令和3年度一般会計補正予算（第4号）
1. 請願・陳情
1. 議員の派遣について
1. 休会について
1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課参事兼課長	高橋 貢 君	総務課新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課参事兼課長	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税 務 課 長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院事務 長	吉名 正彦 君
国民健康保険病院総務管理課長	阿部 雅裕 君	福 祉 課 長	木村 智香子 君
福 祉 課 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健 康 課 長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建 設 課 長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有 司 君	教育総務課長兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	鈴木 久美子 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	荒木 達也	総 務 班 長	金山 みどり
主 査	今野 博行		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑に議事運営できるようよろしく願いいたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎同意第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、同意第9号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） おはようございます。

本日もよろしくお願い申し上げます。

同意第9号について提案の理由を申し上げます。

涌谷町教育委員会委員櫻井 信氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き櫻井 信氏を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第9号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第9号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。



◎同意第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第2、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 同意第10号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の大友克裕氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き委員に選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、同意第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

◇

◎報告第2号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第3、報告第2号 専決処分報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第2号について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、涌谷町町税条例等の一部改正を行いましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第2号専決処分いたしました涌谷町町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は3ページから15ページ。新旧対照表は1ページから22ページです。

まず、資料で説明いたしますので、6月第2回会議資料の2ページをお開きください。

今回の改正につきましては令和3年度税制改正に伴うもので、主なものといたしましては固定資産税については新型コロナウイルス感染症による生活を取り巻く環境が変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮した

負担調整措置を継続する改正、それから軽自動車税では環境性能割の税率区分の見直しを行い、そのほか、納税環境整備としてオンライン手続の推進に関する改正などを行っております。それに伴い関連の条例改正を行うものでございます。

条文ごとの説明ですが、資料には条文ごとの概要をまとめておきまして、左から改正した条項、条文の見出し、改正の内容というふうに表示しておりますので、ご覧いただければと思います。

上のほうから説明してまいります。

第24条第2項については、個人町民税の非課税の範囲として非課税限度額における扶養親族の内容を明記する見直しでございます。

続いて、34条の7の内容については、寄附金に関し範囲の見直しを行うものです。

第36条の3の2、扶養親族申告書の提出に際し電子提出の推進のため承認規定の見直しを行い、次の36条の3の3では第24条と同様に扶養親族の整理を行い、4項については電子申告に伴う規定の整理を行うものでございます。

第53条の8、次の53条の9、3から4項は退職所得申告書の定義と電子申告提出に際しての規定の見直しとして項を追加しております。

第81条の4、軽自動車税の環境性能割の部分ですが、税率区分の見直しや軽減の延長、グリーン化特例の見直し等に関する読み替えの対応で規定の追加を行っております。

続いて、附則第5条については、第24条などと同様に扶養親族の見直しを行い、附則第6条はセルフメディケーションと言われております医療費控除特例の期間延長を行うものでございます。

次の附則第10条の2については、わがまち特例の整理で固定資産税の課税標準の特例割合に関する条項で、法律改正に併せ、項ずれ対応など項の改廃を行うものでございます。

次の附則第11条ですが、固定資産税の特例措置の延長に伴うもので、第11条の2、第12条、附則第13条については土地価格の特例、宅地、農地等に課する特例を令和5年度まで延長するものでございます。

附則第15条は、特別土地保有税の特例の延長。

第15条の2は、軽自動車税について法改正に伴う項の整理と期限を12月までの9か月延長を行うものです。

附則第15条の2の2についても法改正に併せ適用条項を整理し、附則第16条については種別割のグリーン化特例対象の整理を行い、併せて特例期限を令和5年度まで延長いたします。

附則第16条の2、法改正に合わせた項ずれの反映でございます。

次の第22条については、固定資産税の被災住宅用地に対する震災特例の延長を行い、附則第26条では住宅借入金等特別控除の新型コロナウイルス感染特例法適用について延長を行うものです。

次の表、第2条による改正としましては、令和2年浦谷町条例第14条14号の税条例改正条例について、それぞれ項ずれの反映を行うものです。

改正条文のほうに戻ります。

議案書の12ページをお開き願います。

附則でございます。第1条施行期日は令和3年4月1日ですが、ただし書きとしまして、1号から4号までそれぞれ施行日を定めるものでございます。

次の第2条町民税に関する経過措置といたしまして、町税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

内容については以上でございます。

なお、附則の第1条第3号を見ていただければと思いますが、そこに規定をしております産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律につきまして、昨日6月16日に公布されておりました、内容抜けておりましたが法律第70号と示されましたのでお知らせいたします。

(3) というのが最後です。(4) のすぐ上ですが、号と書いてありますが、その前に70と記入していただきます。令和3年法律第70号とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第2号は終了いたしました。



◎報告第3号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第3号についてご報告を申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2,267万3,000円を減額し、総額を99億4,493万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、まず歳入におきましては、地方譲与税や利子割交付金等の各種交付金において、確定に基づきそれぞれ増減いたしました。また、国庫支出金、県支出金及び特定目的基金繰入金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定等により借入額に変更が生じたので、それぞれ減額いたしましたものでございます。

次に、歳出におきましては、今後のまちづくりの財源として、ふるさと涌谷創生基金積立金を増額いたしましたほか、各種基金等の利子を積立て、国・県支出金等特定財源を伴う各種事業費につきまして、それぞれ増減の補正をいたしております。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。

それでは、報告第3号 令和2年度一般会計補正予算（第15号）について報告いたします。

議案書16ページになります。予算書につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第15号）となります。

本専決予算につきましては、町長の専決処分事項の指定についてに基づきまして決定される事項になります。内容につきましては、会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること、会計年度末における議決済みの繰越明許費の補正をすること、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国・県支出金等の特定財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し、歳入歳出予算を補正をすることになります。これにより本年3月31日付で専決処分をしたので報告するものです。

主なものについて説明させていただきます。予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正となります。

10款1項教育総務費において、48万7,000円の増額をいたすものです。

第3表地方債の補正につきましては、3事業において事業費の確定により総額184万円を減額いたすものです。歳入になります。飛びまして14ページ、15ページお開きください。

16款国庫支出金1項2目1節①新型コロナウイルスワクチン接種負担金1,639万5,000円の減は、令和2年度中に事業が開始できなかったことから、歳入歳出を同額減額するものでございます。

2項1目1節⑯新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,515万9,000円の減につきましては、充当事業費の額の確定によるものとなります。充当事業費につきましては、議会会議資料3ページに掲載しておりますのでご覧ください。

予算書に戻らせていただきます。予算書24ページ、25ページ。

19款寄附金につきましては、3月補正後のふるさと納税264万3,000円の増。

22款諸収入のうち5項3節㉔社会福祉施設等災害復旧費補助金334万1,000円の増につきましては、台風19号で被害に遭ったゆうらいふの復旧費の災害査定後の補助金額の確定によるもの。㉕子育てのための施設等利用給付交付金は、過年度補助事業の精算交付があったことによるものになります。

歳出になります。28ページになります。28ページ、29ページをお開きください。

2款総務費1項5目24節ふるさと涌谷創生基金積立金につきましては、今回の歳入歳出の差額6,251万2,000円を積み立てることとしております。補正後の基金残高は1億8,769万4,000円となります。

10目18節④わくや移住支援事業補助金につきましては、該当者がいなかったために全額の100万円の減となっております。

次の30ページ、31ページになります。

12目財政調整基金費84万7,000円の増は利子分を積み立てるもので、補正後の基金残高は6億8,031万5,000円となります。

13目減債基金費41万2,000円の増額については、これも利子分を積み立てるものとなり、補正後の基金残高は4億2,331万円となります。

すみません、飛びまして38ページ、39ページになります。

4款衛生費1項2目3感染症対策経費12①委託料1,639万5,000円の減につきましては、年度内にワクチン接種

を開始できなかったことから減額するものです。

5目1放射能廃棄物対策経費12①委託料624万6,000円の減は、放射能汚染稲わら処分に係る年度内業務の確定によるものです。

50ページ、51ページになります。

10款教育費3目4、24節①歴史文化基金積立金はふるさと納税のうち文化財と保全の活用を選択した分の164万8,000円の増となり、補正後の基金残高は744万9,000円となります。

以上、令和2年度一般会計補正予算（第15号）について報告させていただきます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第3号は終了いたしました。



◎報告第4号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第5、報告第4号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第4号の提案の理由を申し上げます。

本件は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ6,114万5,000円を減額し、総額を20億700万3,000円にいたすものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては、国・県支出金の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、保険給付費を減額し、直営診療施設の保健事業等が国の特別調整交付金として認められたため、国保病院会計繰出金を増額したものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、報告第4号 令和2年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

一般会計と同様に3月31日付け、専決処分の報告になります。

予算書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

3款2項8目災害臨時特例補助金47万8,000円の増額につきましては、コロナウイルス感染症対応分による保険料の減額に対して10分の6の交付を受けたものです。残りの10分の4については、特別調整交付金で交付されるものになっております。

次、9目社会保障・税番号制度システム整備費補助金9万9,000円の減額につきましては、マイナンバーに係るオンライン資格確認対応システム改修補助金の交付決定による減額によるものでございます。

次、4款2項1目1節普通交付金7,453万円の減額につきましては、保険給付実績に基づく交付金の決定によるものでございます。なお、この普通交付金につきましては保険給付費に係る葬祭費及び出産育児一時金を除く保険給付費の費用について県の普通交付金として交付されるもので、歳出の保険給付費と連動しているところでございます。2節特別交付金2,516万円の増額につきましては、交付決定によるものです。内訳ですが、細節1保険者努力支援交付金218万7,000円の減額ですが、この交付金は医療費適正化事業の取組など保険者機能の強化を促すインセンティブの観点から国の評価指標に基づき点数化され、各市町村に交付されるものになります。細節2特別調整交付金3,191万3,000円の増額につきましては、直営診療施設国保病院の事業や各種保険事業に対する交付金となり交付決定により増額するものでございます。細節3県繰入交付金564万2,000円の減額につきましては、細節1保険者努力支援交付金と同様、医療費適正化事業の取組の評価に対して県交付金として交付されるものであり、交付決定により減額するものであります。細節4特定健康診査等負担金107万6,000円の増額につきましては、特定健康診査に要する費用の3分の2相当額について交付されるものであり、交付決定により増額するものであります。

次、5款1項1目1節財政調整基金利子17万1,000円の増額については、実績によるものでございます。

次、6款2項1目1節財政調整基金繰入金1,275万7,000円の減額につきましては、国・県交付金の交付金の交付決定により財源調整を行ったものになります。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

8款3項3目2節過年度収入43万2,000円の増額につきましては、令和元年度の特定健康診査等負担金の確定により精算交付金となります。

次、歳出になります。10ページ、11ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理経費9万9,000円の減額につきましては、オンライン資格確認対応システム改修に係る委託料の契約先により減額するものでございます。

次、2款保険給付費1項療養諸費及び4項高額療養諸費。次に12ページ、13ページをお開き願います。5款移送費、これにつきましてはそれぞれ減額につきましては、保険給付実績により減額するものになります。なお、こちらの保険給付費につきましては歳入でも説明いたしましたが、県の普通交付金として交付されるもので、こちらは連動しているところでございます。

12ページ、13ページお開き願います。

7項1目傷病手当金150万円の減額につきましては、令和2年度において対象者がいないため減額するものです。なお、コロナウイルスに係る傷病手当金につきましては、10分の10特別調整交付金として財政支援を受けるものでございます。

次、3款国民健康保険事業費納付金及び6款保険事業費につきましては、国・県補助金の決定により一般財源

と財源組替えを行ったものになります。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

7款1項1目財政調整基金積立金17万1,000円の増額につきましては、基金利子を積立てしたのものになります。積立て後の令和2年度末の基金残高につきましては5億9,138万9,000円になります。

8款2項1目直営診療施設勘定繰出金1,311万2,000円の増額につきましては、歳入でもご説明いたしましたが特別調整交付金の直営診療施設国保病院の事業に対して交付された交付金で、これを病院事業会計へ繰り出しするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第4号は終了いたしました。



◎報告第5号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第6、報告第5号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第5号の提案の理由を申し上げます。

本件は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ631万1,000円を増額し、総額を18億9,754万1,000円にしたものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入におきましては国・県支出金等の確定に伴う増減でございます。

歳出につきましては、国・県支出金等の確定に伴い、基金積立金を増額したものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、報告第5号 令和2年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

こちらも一般会計と同様に3月31日付け専決処分の報告になります。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

3款2項1目調整交付金372万2,000円の増額及び2目1節介護予防・日常生活支援総合事業分110万5,000円の

増額、その下、2節その他地域支援事業分209万2,000円の増額につきましては、交付金の決定によりそれぞれ補正措置を行ったものになります。

4款2項1目1節介護予防・日常生活支援総合事業分104万6,000円の減額及び2節その他地域支援事業分104万6,000円の増額につきましては、交付金の決定により予算配分の組替えを行ったものでございます。

5款1項2目地域支援事業支援交付金82万5,000円の増額につきましては交付金の決定によるものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

6款1項2目利子及び配当金1,000円の増額につきましては、基金利子になります。

次、7款1項2目地域支援事業繰入金143万4,000円の減額につきましては、国及び支払基金交付金の決定により法定分に係る一般会計からの繰入れについて予算調整を行ったものでございます。

次に、歳出になります。

10ページ、11ページをお開き願います。

2款保険給付費及び5款地域支援事業費につきましては、国・県等交付金の決定に伴い一般財源との財源調整を行ったものでございます。

4款1項1目介護保険給付基金積立金631万1,000円の増額につきましては、基金利子及び国・県等交付金の決定に伴い積立てを増額したものでございます。補正後の基金積立残高につきましては、1億7,790万7,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第5号は終了いたしました。



◎報告第6号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第7、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第6号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定による収益的収入、資本的収入及び資本的支出を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） それでは、報告第6号 令和2年度浦谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国保直営診療施設として保健事業に対する国民健康保険特別調整交付金が令和3年3月31日付で変更交付決定されたことや、令和2年度における新型コロナウイルス感染症関連の補助事業が完了しましたので、専決処分できる指定の範囲内として補正したものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に1,258万円を増額したものでございます。

第3条におきまして、予算第4条で定めた資本的収入及び支出にそれぞれ259万5,000円を減額するものでございます。

第4条におきましては、予算第9条で定めた国民健康保険事業勘定特別会計から病院会計へ補助を受ける金額を400万円から1,711万2,000円に改めたものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

収益的収入の補正でございます。

1款2項2目2節補助金ですが、国保会計から交付されます国保特別調整交付金とその他補助金等の決定によりまして、合わせて1,258万円を増額したものでございます。補助金の内訳ですけれども、国民健康保険特別調整交付金の内容として健診事業などに要した費用、医師等の確保に要した費用に対する助成及び救急患者受入れ体制支援に対する助成などでございます。

続いて、資本的収入及び支出の補正ですが、下の段、支出から説明させていただきます。

4款1項3目1節資産購入費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金を活用し、検温システムや簡易テントなど購入事業が完了したことに伴い差金が生じたことから259万5,000円を減額するものでございます。

上の段、3款7項1目1節国庫補助金ですが、ただいま支出で説明いたしました資産購入において発生した差金と同額の259万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第6号は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第8、報告第7号 専決処分^{（注）}の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 報告第7号について申し上げます。

本件は、他会計補助金の確定による収益的収入、資本的収入及び資本的支出を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務管理課長。

○国民健康保険病院総務管理課長（阿部雅裕君） それでは、報告第7号 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業が完了しましたので、専決処分できる指定の範囲内として補正したものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入に15万5,000円を増額したものでございます。

第3条におきまして、予算第4条で定めました資本的収入及び支出にそれぞれ15万5,000円を減額するものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

初めに、資本的収入及び支出から説明をさせていただきます。

下の段、資本的支出ですが4款1項3目1節資産購入費につきまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金を活用し、検温システムや加湿空気清浄機などの購入事業が完了したことに伴い、差金が生じたことから15万5,000円を減額するものでございます。

上の段、3款7項1目1節国庫補助金ですが、ただいま支出で説明いたしました資産購入において発生した差金と同額の15万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、収益的収入の説明でございます。

1款2項2目2節補助金ですが、資本的収入で生じた減額分15万5,000円を収益的収入へ組換え、15万5,000円を増額したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時44分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開します。

以上で報告第7号は終了いたしました。

◇

◎報告第8号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第9、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第8号について申し上げます。

本件は、先の議会におきましてお認めをいただいております訴訟経費外9事業の繰越明許費総額1億4,395万7,000円を令和3年度に繰越いたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書26ページになります。

報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてとなります。

令和2年度涌谷町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月16日。涌谷町長。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、さきの3月会議でお認めをいただきました10事業につきまして、令和3年度へ総額1億4,395万7,000円を繰り越ししております。

各事業につきましては、27ページ、28ページに記載しております。

なお、財源の内訳につきましては、未収入特定財源といたしまして国・県支出金9,337万7,000円、地方債4,380万円、一般財源678万円となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第8号は終了いたしました。

◇

◎報告第9号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第10、報告第9号 事故繰越し計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第9号について申し上げます。

本件は、史料館欄干改修事業について、年度内の完了に向け事業を進めておりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため、事故繰越しとして総額330万円を令和3年度に繰越いたしましたので、ご報告を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書29ページをお開きください。

報告第9号 事故繰越し繰越計算書についてとなります。

地方自治法第220条第3条ただし書の規定により、令和2年度涌谷町一般会計予算において別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和3年6月16日提出。涌谷町長。

それでは、次のページ、30ページをお開きください。

別紙繰越計算書となります。

ただいま町長の提案理由にございましたとおり、史料館欄干改修事業につきまして、3月20日に発生いたしました地震により建物が被災したため、年度内の事業完了が困難となったことから、総額330万円を事故繰越しいたしまして令和3年度に繰り越すものでございます。

なお、本工事及び災害復旧工事については既に完了しており、史料館は6月4日から開館しております。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第9号は終了いたしました。

休憩いたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◇

◎報告第10号の上程、報告

○議長（後藤洋一君） 日程第11、報告第10号 繰越計算書についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第10号の提案の理由を申し上げます。

本件は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和2年度涌谷町下水道事業会計予算第4条資本的収入及び支出において、涌谷浄化センターストップマネジメント計画に基づく事業に係る予算を繰り越したので、報告いたしますのでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、報告第10号 繰越計算書についての説明を申し上げます。

議案書31ページ、32ページをご覧くださいと思います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました本件につきましては、令和3年3月会議でお認めいただいた補正予算に係る事業でございます。

国の令和2年度第3次補正予算を活用し、令和3年度に予定していた事業の前倒しの側面があり、発注時期、施工時期の関係から繰越したものでございます。

繰越額は7,000万円で、財源内訳としましては国庫補助金3,790万円、企業債2,900万円、損益勘定留保資金310万円となっております。

事業の進捗状況でございますが、予定している事業のうち涌谷浄化センター耐水化検討業務及び涌谷浄化センター管理棟空調設備更新の設計業務については既に受託者と契約し、事業を行っております。

また、涌谷浄化センター汚泥脱水機更新工事につきましては、現在、条件付一般競争入札の公告を行っており、6月28日に開札の予定となっております。いずれの事業も今年度中の事業終了を予定しております。

説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて、再開いたします。

以上で報告第10号は終了いたしました。

◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第36号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第36号の提案の理由を申し上げます。

本案は、会計年度任用職員に給与を支給する際に保険料等を給与から控除できるようにするため、条例の一部改正をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第36号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は33ページ、新旧対照表につきましては23ページをお開き願います。

新旧対照表をご覧ください。

本案につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたとおり、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、フルタイムで勤務する者の給与から支給の際に控除を可能とする規定を加えるものでございます。今回、第7条の2といたしまして、第7条の次に新たに追加させていただきます。

条文におきましては、控除可能とする項目を第1号から第4号までを追加し規定するものとなっております。

議案書33ページにお戻りください。

附則といたしまして、本条例の施行日につきましては公布の日から施行とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議案第37号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第37号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等に定める省令の一部改正が施行され、適用期限が延長されたことに伴い、涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 税務課長。

○税務課長（紺野 哲君） それでは、議案第37号についてご説明申し上げます。

議案書34ページです。

本案は、地域経済を牽引する事業を促進する目的の課税免除条例で、地域未来投資促進法関連の省令改正に伴い適用期間等を改めるものでございます。

新旧対照表で説明いたします。新旧対照表24ページをお開きください。

適用期間延長に伴い、第2条中、期間を令和5年3月31日までとし、次に、対象施設の設置期限についても令和5年3月31日までとするものでございます。

次に、法律改正に伴う条ずれ対応といたしまして、第25条を第26条に改めるものでございます。

議案書34ページをご覧ください。

附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行するものといたしまして、附則の2としましては経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 涌谷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第38号から議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第14、議案第38号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例から、日程第17、議案第41号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例まで、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） ただいま一括上程されました議案第38号から議案第41号までの提案理由を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（木村智香子君） それでは、議案第38号から議案第41号まで関連がありますことから一括でご説明させていただきます。

議案書は35ページから、新旧対照表は25ページからになります。資料は定例会資料4ページとなります。

今回の条例改正4案につきましては改正内容が重複しておりますので、議案、それから新旧対照表についての説明を省略させていただいて、定例会資料でご説明させていただきたいのでご了承願います。

それでは、資料4ページをお開き願います。

条例改正の概要でございます。

1. 改正条例（1）から（4）まで涌谷町が指定権者である小規模な介護保険サービスについて定めている条例の一部改正を行うものです。

（1）の条例は、下の矢印のところでございますが、要支援者（要介護状態でないが支援が必要な高齢者）のケアプラン作成をする事業所の人員配置や運営上の義務等を定めております。

（2）の条例は、要介護者（町被保険者のみ）が利用できる小規模なデイサービスやグループホーム等を行う事業所の人員配置や運営上の義務等を定めております。

（3）の条例は、要支援者（町の被保険者のみ）が利用できる小規模なデイサービスやグループホーム等を行う事業所の人員配置や運営上の義務等を定めております。

（4）の条例は、要介護者のケアプランを作成する事業所の人員配置や運営上の義務等を定めております。

2. 施行日でございますが、全条例公布の日としております。なお、各条例の附則において改正内容の経過措置について定めております。

3. 改正の趣旨ですが、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い改正するもので、この省令は1月25日に公布、4月1日から施行されております。本来でありますならば、3月会議に条例すべきものでございましたが、主な改正には3年の経過措置がついておりま

すこと、また、当町にあります各事業所には改正内容を説明しておりますことから、様々な文言を精査いたし今回の上程といたしましたものです。

4. 改正の主な内容でございますが、①全サービスに共通の改正ですが、改正条例は（１）から（４）全てに改正しております。内容といたしまして、昨今の社会状況を踏まえた改正となっており、一つ目が感染症対策の強化で3年の経過措置がついております。二つ目は業務継続に向けた取組の強化、三つ目はハラスメント対策の強化、四つ目が会議や多職種連携によるICTの活用、五つ目が利用者への説明・同意等に係る見直し、電磁的記録による対応を原則認めるというものです。六つ目が記録の保存等に係る見直しで、こちらも原則として電磁的な対応を認めるものとなっております。七つ目が運営規定等の掲示に係る見直しで、掲示のほかファイルなどで備えておくことを可能とした改正となっております。最後に、高齢者虐待防止の推進で3年の経過措置がついております。

②は訪問系サービス改正で、改正条例は（２）に該当します。一つ目が夜間対応型訪問介護におけるオペレーターの配置基準等の緩和。二つ目がサービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保に関するもの。

③としては通所系サービスの改正で、改正条例は（２）、（３）に該当しております。一つ目が介護予防認知症対応型通所介護における管理者の配置基準の緩和。二つ目が地域と連携した災害への対応の強化。三つ目が認知症介護基礎研修の受講の義務づけで3年の経過措置がついております。

④として多機能系サービスの改正で、改正条例は（２）、（３）に該当します。一つ目が小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しで、兼務を認めるものとなっております。二つ目が過疎地域等におけるサービス提供の確保。三つ目が認知症介護基礎研修の受講の義務づけで3年の経過措置がございます。

⑤として居宅介護支援。改正条例は（４）に該当します。一つ目が質の高いケアマネジメントの推進でございます。二つ目が生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応でございます。

⑥として居住系サービス。改正条例は（２）、（３）に該当します。一つ目が地域密着型特定施設入居者生活介護における地域と連携した災害への対応の強化。二つ目が地域の特性に応じた認知症グループホームの確保。三つ目が認知症グループホームの夜勤職員体制の見直しとなっております。四つ目が外部評価に係る運営推進会議の活用。五つ目が計画作成担当者の配置基準の緩和。最後に、認知症介護基礎研修受講の義務付けで3年の経過措置がついております。

⑦として施設系サービス。改正条例は（２）に該当します。一つ目として地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し。二つ目として認知症介護基礎研修の受講の義務付けで3年の経過措置がついております。三つ目が口腔衛生管理の強化でこれも3年の経過措置。次が栄養ケアマネジメントの充実、3年の経過措置がついております。最後に、個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直しに関する改正があります。

これで説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 涌谷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号 涌谷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号 涌谷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号 涌谷町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第18、議案第42号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第42号の提案の理由を申し上げます。

本案は、ごみ集積所に出された資源物等の持ち去りを禁止したことに伴い、違反者に対する措置として罰則規定を加えるため条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議案第42号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書は84ページ、新旧対照表は123ページをお開きください。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、資源物の持ち去りを禁止した条例の違反者に対する罰則規定を追加しようとするものでございます。条例につきましては、3月議会でお認めをいただき全部改正を行いました。罰則規定を加えることにつきまして、仙台地方検察庁と協議を進めておりましたが、このたび罰則規定を追加して差し支えないとの回答をいただきましたことから、一部改正を行おうとするものでございます。また、あわせて第14条の文言の整理を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますのでご覧ください。

第14条は、改正前に「規則」となっている部分を「涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（涌谷町規則第4号、以下「規則」という。）」と変更するものです。

次に、追加の条文になりますが、第19条の後に第20条として、「第14条第3項の規定による命令に違反した者は、20万以下の罰金に処する。」と追加します。第14条は集積所に排出された一般廃棄物のうち、資源物として規則で定めたものを集積所から収集・運搬してはならないとしています。第3項はその規定に違反する行為をした者に対し禁止命令書を交付することとなります。禁止命令書の交付にもかかわらず2度目の違反行為を確認した場合は法的な手段を取り、最終的に20万円以下の罰金が科せられることとなります。

第21条は、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。」と追加します。こちらは両罰規定と呼ばれるもので、罰則は違反行為実行者だけでなく雇用主も対象になるということでございます。今回、罰則規定を追加するに当たり、大崎地域広域行政事務組合管内の市町に確認しましたところ、罰金が科せられたケースはないということでございます。また、パブリックコメントも実施いたしましたが、町民の方からの意見はございませんでした。

議案書84ページをご覧ください。

附則、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 涌谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第19、議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤積雄君） 議案第43号の提案の理由を申し上げます。

本案は、避難所用のラッピングトイレの購入について、株式会社アオキと契約額1,328万1,950円で令和3年6月1日に仮契約を締結したところでございますが、その財産の取得について議決を受けようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、議案第43号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、避難所用に水を用いずラッピングをもって使用するトイレを購入するものでございます。

1. 取得の目的でございます。避難所用ラッピングトイレ購入事業でございます。
2. 名称及び数量。組立てトランク型自動ラップ式トイレ39台。専用オプション（手すり、仕切り）39台。専用消耗品500セット。
3. 取得の方法でございますが、指名競争入札でございます。
4. 取得価格につきましては、1,328万1,950円となっております。
5. 契約の相手方でございますが、宮城県仙台市若林区六丁の目北町16番15号、株式会社アオキ、代表取締役玉川康介となっております。

入札の経過について報告をします。

今回、購入いたしますラッピングトイレにつきましては、避難所用にて使用する水を使用しないポータブルトイレでございます。18ある各避難所に約2台程度を予定しているものでございます。

先の5月1日に震度5強の地震もあり、また、梅雨の時期となり水害も懸念されることから、現在コロナ感染拡大が懸念される中、特に断水時など感染防止のために避難所をいかに清潔に保つかが課題となることから、早期の購入を図っているものでございます。

入札の経過でございますが、指名委員会につきましては、令和3年5月12日指名委員会におきまして6者を指

名の上、指名競争入札への執行を決定しております。

5月21日に現場説明会を踏まえまして、5月31日、先ほど申し上げました落札金額1,328万1,950円をもって仙台市青葉区六丁の目北町16番15号の株式会社アオキが落札したものでございます。

翌、令和3年6月1日、同社と仮契約を締結いたしまして、本日購入契約の議決を求めるものでございます。納期は令和3年8月31日となっているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号 財産の取得についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第20、議案第44号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第44号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ8,121万6,000円を増額し、総額を69億6,808万1,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきまして、国・県支出金の補助内示等によりそれぞれ増減いたすほか、諸収入におきましては新たにコミュニティ助成事業助成金を計上いたすものでございます。町債につきましては、今回の歳出補正に伴い地方債を増額いたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては、4月の人事異動に伴い、それぞれ組替え等の措置をいたすものでございます。

議会費におきましては、さきの議会で条例の改正のありました議員皆様の報酬減額に伴い減額いたすものでございます。

総務費におきましては、今後のまちづくり等の財源といたしまして、ふるさと涌谷創生基金に積立てするほか、

コミュニティ助成事業助成金を増額いたし、自治会活動を支援してまいります。

民生費におきましては、人事異動等により介護保険特別会計への繰出金を減額いたすほか、民間の保育所等に地域子育て支援拠点事業補助金等を交付し、子育て中の親子をサポートする環境整備を行うものでございます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給し、子育て世帯を支援するものでございます。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの早期接種に向け各種経費を増減いたすものでございます。先の接種予約において、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしました。国から順次町に対してワクチンが供給されてくる見通しであり、受付できる方の枠も拡大していく予定でございますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農林水産業費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により販売が伸び悩んでいる農産物の販路拡大のため補助金を交付いたすほか、担い手確保・経営強化支援事業補助金等の県補助金を活用し、基幹産業である農業の収益力強化と担い手の経営発展を推進するものでございます。

土木費におきましては、近年増加傾向にあります自然災害対策として、水路に堆積している土砂掘削を行い、水害の減災を図ろうとするものでございます。

消防費におきましては、自主防災組織への補助金を交付いたし、地域での防災活動に必要な機材の購入に充ていただき、災害時に備えていただくものでございます。

教育費におきましては、県内で発生した学校施設での事故を受け、各教育施設の遊具点検を行い、老朽化した遊具等を撤去・新設することで安心で安全な教育環境づくりに早急に対応するものでございます。

災害復旧費におきましては、度重なる地震で被害を受けました城山公園の石垣の復旧工事を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長等から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願います。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第44号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

補正予算書の48ページ、49ページをお開きください。

まず、人件費からの説明となります。

48ページ、給与費明細書でございます。

1. 特別職でございます。

この表の下、比較の欄をご覧ください。長等の欄の給料で285万4,000円の減額。その他手当で37万1,000円の減額。計322万5,000円の減額となっております。長等の給料の減額につきましては、財政再建計画を踏まえ3月会議におきまして町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正したことに伴う減額となっております。議員の欄で報酬191万1,000円、期末手当で62万3,000円、共済費で52万4,000円の減額につきましては、本年の3月会議におきまして議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正がございましたことから報酬を減ずるものでございます。

次に、その他特別職でございます。その他特別職で6名の増、報酬で92万2,000円の減額につきましては、総

務費において情報公開個人情報保護審査会委員について委員会開催回数を増としたことにより報酬を2万円増額し、文化財保護経費におきまして文化財保護活用地域計画策定協議会委員として7名を新たに任命し、10万5,000円を増額いたすものでございます。社会福祉費につきましては、民生委員、児童委員報酬について委託事業として予定しておりました事業採択が見送られたため、事業費の減額を踏まえ84万円を減額するとともに、中学校費におきまして校医等報酬について1名を涌谷町国保病院の医師に依頼したことにより1名、20万7,000円の減額となったものでございます。

49ページ、一般職（1）総括でございます。ここでは正職員と会計年度職員を合わせたものとなっておりますので、次のページ、50ページ、51ページで説明いたします。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員、正職員となりますが、内容といたしましては4月の人事異動によるものとなっております。比較の欄をご覧ください。職員数で2名の減となっておりますが、会計間の異動のほか、当初予定しておりました再任用職員の見込みの減少、育児休業等による減となり、減となったものでございます。これに伴いまして、給料で618万5,000円の減、職員手当で273万3,000円の増、共済費におきまして202万6,000円の減となっているものでございます。いずれも4月の人事異動後の年間見込額を措置するものとなっております。なお、職員手当のうち管理職手当につきましては、財政再建計画に基づき手当の50%を減額するものとなっております。

次のページ、イの会計年度任用職員に係るものでございます。比較の欄で職員数については増減がありませんが、給与費の報酬で359万4,000円、給料で265万円の減額、職員手当で6万2,000円の増、共済費におきましては64万6,000円の減となるものでございます。

一番下の表（2）その他の欄でございます。給与費明細に含まれない人件費でございます。退職手当負担金で9,000円の増、児童手当等6万5,000円の増につきましては、正職員の人事異動に伴い、合わせて7万4,000円の増額となったものでございます。

4ページにお戻り願います。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、4ページになります。

第2表地方債の補正になります。

1. 地方債の追加といたしまして、社会教育施設災害復旧事業360万円を追加するものです。3月20日に発生いたしました地震により史料館が被災し、内壁、外壁にクラックが生じたほか、被災箇所を復旧する費用に充てるものです。この復旧につきましては、事故繰りいたしました欄干工事のための足場を利用いたしまして費用を抑えるため、既に予備費を充てて復旧しております。国の起債メニューのうち、本地方債につきましては一般単独災害復旧事業で申請をしております。

続きまして、歳入になります。8ページ、9ページをお開きください。

○健康課長（木村 治君） 16款1項2目1節①新型コロナウイルスワクチン接種負担金50万9,000円の減額につきましては、ワクチン接種に係る乳幼児加算分について減額を行うものであります。当初、国では6歳未満も接種対象にしておりましたが、その後ワクチン接種に対する安全性の観点から16歳以上に計画変更され、さらに厚労省から通知があり6月1日付けで対象者を12歳以上に変更されたことにより、今回減額するものであります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 2項1目1節⑩新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金816万5,000円の増になります。充当事業につきましては、議会会議資料6ページをご参照ください。そちらのほうに一覧載せております。

事業の内容につきましては、歳出でそれぞれ担当課から説明いたします。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 2目1節②重層的支援体制移行準備事業補助金300万円の減額につきましては、国が進めております事業に対する補助金で、正職員の給与を財源に充てようとしていましたところ該当になりませんでしたので減額するものです。なお、この事業は様々な問題や混乱ケースを属性によらず包括的に支援するため、多機関の連携体制を構築するための準備試行的に取組を行うものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 6節⑥子ども・子育て支援交付金340万6,000円の増額でございますが、歳出でご説明いたします子育て支援経費に対する補助金で、補助率は対象経費の3分の1でございます。⑩子どものための教育・保育給付費交付金445万6,000円の減額につきましても、歳出でご説明いたします保育委託経費の減額に伴うものです。補助率は基準額の2分の1でございます。

12節①新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化事業費交付金1,500万円の増額。次の②新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化事務費交付金390万円の増額につきましては、低所得の子育て世帯に対し支給される給付金及びその事務費となります。補助率は10分の10でございます。

詳細につきましては、歳出でご説明いたします。終わります。

○健康課長（木村 治君） 3目1節⑬新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金607万2,000円の増額につきましては、歳出4款感染症対策経費と連動いたしますが、ワクチン接種の体制確保に係る必要経費分として国庫補助金10分の10を計上するものであります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 7目5節①文化財保存活用計画作成事業費補助金14万5,000円の増額でございますが、歳出でご説明いたします文化財保護経費に対する補助金で補助率は対象経費の10分の10、上限金額の超過分は一般財源となるものでございます。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 17款1項1目2節⑦子どものための教育・保育給付費負担金202万2,000円の減額につきましては、歳出の保育委託経費の減額に伴うもので、補助率は基準額の4分の1でございます。次のページ、10ページ、11ページをお開きください。

2項2目4節⑫子ども・子育て支援交付金340万6,000円の増額でございますが、歳出でご説明いたします子育て支援経費に対する補助金で、補助率は対象経費の3分の1でございます。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 2項県補助金4目④園芸特産重点強化整備事業補助金115万2,000円の増額ですが、内示による増額でございます。事業内容については、2経営体が対象となり、パイプハウス及び機械導入となります。補助率3分の1以内となるものでございます。

⑬経営所得安定対策等推進事業費補助金101万2,000円の減額ですが、臨時職員採用がなかったため人件費相当額を減額したものでございます。

⑭みやぎの水田農業改革支援事業補助金31万4,000円の増額ですが、内示による増額でございます。事業内容については、1経営体に対して機械導入となり、補助率10分の4となります。

⑮担い手確保・経営強化支援事業補助金3,576万1,000円の増額ですが、内示による増額でございます。事業内

容については、3経営体に対し機械導入するものでございます。補助率は経営体により異なりますが、100分の45となるものでございます。

㊸強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,081万6,000円の増額ですが、内示による増額でございます。事業内容については、3経営体に対し機械導入するものでございます。補助率は3分の1以内となるものでございます。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 6目1節㉑ブロック塀等除去事業補助金で11万1,000円の増額ですが、内示によるもので1件当たり3万7,000円の3件分の11万1,000円を増額するものでございます。

詳細につきましては、歳出でご説明いたします。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 8目1節教育総務費補助金⑤みやぎ子どもの心のケア運営支援事業補助金32万円の減額につきましては、わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」の運営及び人件費に対する補助金の補助率につきまして、令和2年度までの10割補助から今年度は9割補助に制度変更されたことによる減額でございます。

次の⑥切れ目ない支援体制整備充実事業補助金1万3,000円の増額につきましては、特別支援連携協議会及び特別支援教育コーディネーター連絡会の委員に係る経費につきまして補助金が交付されることとなったものでございます。

次に、8節幼稚園費補助金③教育支援体制整備事業費交付金306万2,000円の減額につきましては、当初予算算定時に令和2年度と同様補助上限400万円の10割補助で見込んでおりましたが、今年度は補助上限200万円の5割補助に制度が変更となったことによりまして減額するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 3項1目1節㉒経済センサス活動調査交付金9万7,000円の減は、内示による減となります。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 22款諸収入5項3目2節幼稚園等給食費徴収金、③預かり保育おやつ代49万7,000円の増額につきましては、当初の見込みより涌谷幼稚園で18名、涌谷南幼稚園で12名の預かり保育の利用者が増えたことによる増額でございます。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 5目1節雑入⑮中小企業振興資金貸付保証料補助金返戻金ですが、令和2年度下半期の繰り上げ償還に係る保証料について110万3,000円の返戻金が生じたため雑入に繰り入れるものです。

次のページをお開きください。

○福祉課長（木村智香子君） ㉓長寿社会づくりソフト事業費交付金106万7,000円の減額につきましては、今年度実施いたします、ひきこもり実態調査について該当になれば事業に対して10分の10の交付金を受け取ることができるため申請しておりましたが、残念ながら不採択であったため減額いたすものです。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） ㉔コミュニティ助成事業助成金につきましては、令和3年3月末に交付決定のあった一般コミュニティ助成事業250万円と総務課分となりますが、地域防災組織育成助成事業80万円の合わせて330万円を計上するものです。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 23款町債につきましては、地方債で説明いたしましたので省略させていただきます。

それでは、歳出となります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は1時といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

歳出に入ります。

○議会事務局長（荒木達也君） それでは、補正予算書の14ページ、15ページをお開きください。

14ページ、15ページは人件費のため省略いたします。

次のページをお開きください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2款1項1目細目2一般管理経費2万4,000円の増でございますが、1節報償費、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬2万円。8節旅費、費用弁償の4,000円につきましては、現在、情報公開・個人情報保護審査会におきまして、審査の申出を受け、既に1回開催しているところでございますが、引き続き審査が必要となったことから開催を追加いたしまして、係る経費を計上するものでございます。

10節需用費26万3,000円、その下の11節役務費19万円、一つ飛びまして26節公課費7,000円につきましては、今回、令和3年1月に宮城県を通じまして、東京都から中古車両の寄贈の受入れ希望の案内がありまして、応募したところ当町が該当いたしまして、車両が年度末に納品されたところでございます。当町の公用車として速やかに使用するため、当初予算として計上しておりました既存予算を用いまして必要な手続を4月に行ったことから、今後の予算に不足が生じないよう計上するものとなっております。

10節需用費、消耗品16万3,000円につきましては、冬用のタイヤの確保のほか、消耗品を購入させていただきまして、⑥修繕費につきましては現状引渡しのため板金あるいは団体名のステッカー等が貼られておりました関係から剥離を行うなど修繕を行ったものでございます。

11節役務費の手数料13万円、保険料6万円、26節公課費の7,000円については車検等の費用に充てさせていただいたものでございます。

13節使用料及び賃借料46万円の減額でございますが、今回公用車が1台確保できたものでありますが、当初はリースにて公用車を確保する予定としておりまして、今回寄贈によりまして公用車が確保できましたことから減額として、今回寄贈車両の経費として執行いたしました各予算科目に今後不足が生じないよう充てさせていただいたものでございます。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 4目1管財一般経費、11節③保険料23万2,000円の増は、放射性廃棄物処理施設などに係る建物保険への追加加入によるものとなります。

18節③220万円の増は、天平の湯の厨房の空調が破損し改修が必要なため、その工事費として負担するものとなります。なお、6月11日に第1源泉の水中モーターが故障し、現在は営業を停止しております。部品交換が本日中に終了する予定で明日から営業を再開する予定となっております。ご利用される皆様にはご迷惑をおか

けております。深くおわび申し上げます。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 2目庁舎管理経費150万円の増額でございますが、17節備品購入費として新型コロナウイルス感染症対策用備品として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いまして、本庁舎、西庁舎、北庁舎、予備を含めましてサーモカメラ5台を購入設置するものとなっております。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 5目1企画調整費11節①通信運搬費4万5,000円の減、②手数料5,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から昨年に引き続き本年も建町記念式典を中止することによる減となります。ただし、本年はその代替として町への貢献のあった方々を表彰する伝達式を関係者のみで7月15日に開催いたします。

3基金管理経費、18、19ページになります。24①積立金1,907万8,000円の増は、歳入歳出の差額をふるさと涌谷創生基金に積み立てるものです。補正後の基金の残高は2億877万2,000円になります。

5総合計画策定経費、11①通信運搬費4万2,000円の増は、第五次総合計画後期計画を策定するに当たり、町民の声を反映するため300人を無作為に抽出し、アンケート調査を行うための返信用の郵送料となります。

9地域おこし協力隊、4社会保険料20万2,000円の減につきましては、地域おこし協力隊の採用の確定によるもの。11節④広告料14万4,000円の減。13節①使用料及び賃借料14万4,000円の増は、組替えにより隊員の住宅賃借料に充てるものです。なお、地域おこし協力隊の事業費につきましては特別交付税の対象とされております。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 8目細目1交通安全対策経費1万6,000円の増でございますが、11節役務費指導員災害補償保険料といたしまして、今回計上させていただくものでございます。涌谷町交通安全指導員の身分につきましては、3月議会で涌谷町交通安全指導員条例を廃止し、有償ボランティアへと変更をさせていただいているわけですが、その際、災害補償につきましてこれまで加入していた非常勤職員公務災害補償保険の対象から外されてしまうことから、令和3年度から同様の災害補償の保険でございます自治体委託業務等災害補償保険に加入することとしておりました。当初、概算として計上しておりましたが、保険料額につきまして再度算定させていただきましたところ不足分を今回計上させていただくものでございます。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 10目細目1、18節④補助交付金コミュニティ助成事業補助金250万円につきましては、歳入でもご説明いたしました。2団体申請した本事業に対し9の1区自治会に対し令和3年3月末に助成金の決定通知がありましたことから、今回計上するものです。9の1区では、この助成金を活用して自治会の備品を購入する予定でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20ページ、21ページとなります。

5項2目27経済センサス活動調査10節②消耗品費9万7,000円の減は内示により歳入と同額を減額するものです。終わります。

○福祉課長（木村智香子君） 3款民生費1項1目、次のページ、22ページ、23ページをお開き願います。

細目2社会福祉事務経費106万8,000円の減額は、1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、歳入でご説明いたしました長寿社会づくりソフト事業費交付金の不採択に伴い減額いたすものです。なお、ひきこもり実態調査につきましては、既存の予算で実施いたすものです。終わります。

○健康課長（木村 治君） 細目3国民健康保険対策経費27節繰出金、国民健康保険職員給与費等繰出金7万

2,000円の増額につきましては、国保会計の歳入歳出とも連動いたしますが、オンライン資格確認等システム運営負担金について、当初において本来年額を計上すべきものを月額しか計上しなかったため、今回増額分を法定分として一般会計から繰り出しするものであります。大変申し訳ございませんでした。

次、3目細節5介護保険対策経費27節繰出金1,099万7,000円の減額につきましては、人事異動等に伴う人件費分についてそれぞれ事業費ごとに予算の組替え等財源調整を行うものであります。以上です。

○福祉課長（木村智香子君） 4目細目1在宅障害者福祉費につきましては、科目誤りがありましたので組替えを行うものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 2項1目4保育委託経費12委託料919万4,000円の減額ですが、涌谷保育園在籍園児数が当初予算計上時で見込んでいた人数より減少したことが主な要因です。

次のページ、24、25ページをお開きください。

7子育て支援経費18負担金補助及び交付金、地域子育て支援拠点事業補助金488万円の増額につきましては、子どもの丘保育所において子育て支援センターを運営するための補助金となります。一時預かり事業補助金534万円の増額につきましては、涌谷修紅幼稚園及び子どもの丘保育所において乳幼児の一時預かり事業を行うための補助金となります。対象は保育所に在籍していない生後6か月から2歳までのお子さんで、保護者に用事ができたときや病院受診が必要なとき、リフレッシュしたいときなどにご利用いただけるものです。

13子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、事業内容を会議資料でご説明いたします。恐れ入りますが、定例会会議資料7ページ、最後のページをご覧ください。

目的は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うために支給されるものです。支給対象者は表にありますとおり、対象児童を養育している①から⑤の条件に該当する方です。低所得のひとり親世帯につきましては県が実施主体となります。①については、4月28日に支給が完了しております。②、③については町に申請していただき、支給要件に該当した方には県から直接支給されます。低所得のふたり親世帯につきましては、町が実施主体となります。今回の予算計上は、この太枠で囲んであります対象者分になります。④については、該当者には町から直接振込をいたします。申請は不要となっております。⑤については、町で申請を受付し、該当者に町から支給を行うものです。児童一人当たり5万円の支給となります。

それでは、予算書24、25ページにお戻りください。

ただいまご説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費です。1報酬から8旅費までは事務補助の会計年度職員に係る経費です。10需用費から11役務費につきましては事務経費となります。12委託料ですが、給付金支給のためのシステム改修を行うものです。19扶助費1,500万円の増額につきましては、給付金児童一人当たり5万円、300人分を見込んだものとなります。

次のページをお開きください。26、27ページになります。

6目3こども園経費です。共済費につきましては、会計年度任用職員に係る雇用保険料です。次の工事請負費257万円の増額ですが、東北電気保安協会の点検結果を受け、電気保安設備等の改修工事を行おうとするものです。終わります。

○健康課長（木村 治君） 4款1項2目、細目3感染症対策経費556万3,000円の増額につきましては、ワクチン

接種に係る必要経費等についてお願いするものであります。内訳になりますが、3節⑥時間外手当150万円の増額につきましては、ワクチンの集団接種の回数増などに伴いまして職員の時間外につきまして、今回見込みによる増額するものでございます。7節報奨金1,859万2,000円の増額につきましては、集団接種に係る医師及び医療従事者、看護師、薬剤師等の謝礼について増額するものであります。なお、こちらの予算増につきましては、12節①委託料、各医療機関で実施する個別接種に係る新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料1,918万1,000円の減額に連動しておりまして、3月の第1号補正予算においては個別接種80%、集団接種20%の割合で予算計上しておりましたが、接種割合を個別接種50%、集団接種50%に見直しを行ったことにより、今回予算の組替えをするものでございます。

次に、10節需用費①食糧費3万7,000円の増額につきましては、集団接種の回数増や終日実施に伴い、医師等の昼食代について増額するものであります。

次に、②消耗品費200万円の減額及び11節役務費24万5,000円の減額。すみません、28ページ、29ページをお開き願います。

12節委託料のワクチン接種記録システム改修委託料300万円の減額。さらに13節使用料及び賃借料100万円の減額、17節備品購入費100万円の減額につきましては、今後の見込みへの減額及び令和3年度現時点での接種体制確保補助金の補助上限額に合わせて今後必要とする委託料に予算を組替えするものでございます。

すみません、また26ページ、27ページに戻っていただきたいと思います。

12節①委託料、人材派遣等委託料278万円の増額につきましては、集団接種の一部について民間に委託するため増額するものであります。

すみません、再度28ページ、29ページをお開き願います。

電話予約システム構築委託料908万円の増額につきましては、コールセンターの予約について民間にお願いすることに伴い増額するものであります。以上です。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金ですが、園芸特産重点化整備事業費補助金115万2,000円の増額につきましては、歳入でご説明した補助金の内容となり、歳入と同額を計上したものでございます。農産物等販路拡大事業補助金216万円の増額ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により事業を実施しようとするものでございます。事業内容につきましては、コロナ収束後の市町村交流による販路の拡大を期待するため農産物等販売に対し助成を行うものであります。女川町及び川崎市民祭りでの販売を予定しております。女川町での販売については現在販売を中断しており、これまでの活動から涌谷の出店を求める声もあり、再開し今後とも継続できるように支援していきたいと考えております。川崎市民祭りにつきましては、今週に今年度中止の決定がなされました。そのため川崎市民祭りを想定した分につきましては、コロナ後の農産物の販路を確保するため関係課と連携し再検討を行い、事業を実施したいと考えております。終わります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 8目細目1農村環境改善センター運営経費17節①備品購入費22万円の増額でございますが、新型コロナウイルス感染症対策用備品として顔認証自動検温器を購入するものでございます。なお、財源は10分の10の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。終わります。

○農林振興課長（三浦靖幸君） 30、31ページをお開きください。

17目水田農業構造改革対策事業費4,587万9,000円の増額です。経営所得安定対策等推進事業費補助金101万2,000円の減額、みやぎの水田農業改革支援事業補助金31万4,000円の増額、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,576万1,000円の増額、強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,081万6,000円の増額につきましては、歳入でご説明した補助金の内容となります。歳入と同額を計上したものでございます。終わります。

○まちづくり推進課長（熱海 潤君） 7款商工費です。

1項3目細目1、10節⑥修繕料17万円につきましては、見龍廟のトイレの修繕を行う費用として計上しております。このトイレにつきましては、冬期間閉鎖しておりましたが3月開栓したところ漏水が見つかり、凍結が原因と思われる電気の破損が男子トイレ、女子トイレともに確認されました。今回の修繕をお願いするのは、男子トイレについては小便器3基のうち1基破損しておりますが、使用頻度から2基で足りると判断し、1基は撤去いたします。女子トイレは3基のうち2基破損しており、1基はロータンクの器具交換、1基は便器が割れてしまいましたので交換いたしますが、現在の和式から洋式に替えようとするものです。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 8款土木費になります。次のページ、32、33ページをお開き願います。

1項1目細目2土木総務経費で11万1,000円の増額ですが、18節④補助交付金は危険ブロック塀等除去費用として補助するもので、この補助金につきましては当初予算で45万円お認めいただいておりますが、合わせて総額56万1,000円として1件当たり18万7,000円を上限として補助しようとするものでございます。1件当たり18万7,000円の内訳につきましては、国の分が7万5,000円、県の方が3万7,000円、町の方が3万5,000円となっております。なお、この危険ブロック塀につきましては、各第一小学校、月将館小学校、篁岳白山小学校から半径500メートル以内にごございますブロック塀となります。

続きまして、2項2目細目1道路維持補修事業費として139万5,000円の増額でございますが、13節委託料では渋江三十軒線と国道108号との立体交差部にごございます雨水排水用のマンホールポンプ内に土砂が堆積したことから、撤去費用として9万5,000円をお願いするものです。

14節工事請負費では、一本柳本町線、旧国道108号線になりますが道路下、横断している暗渠内の土砂の撤去費用として130万円をお願いするものでございます。終わります。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 9款1項5目細目2災害対策経費18節④補助交付金80万円の増額につきましては、歳入の諸収入でありましたコミュニティ助成事業交付金330万円のうち、80万円を防災機器購入費として新丁頭自治会に交付するもので、新丁頭自治会におきましては防災機材倉庫、災害用車椅子の購入を行うこととしております。

次のページ、34ページ、35ページをお開きください。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 10款教育費でございます。1項2目細目2事務局経費18節③その他負担金の日本スポーツ振興センター負担金で6,000円の増額。それから、学校加入団体負担金で2,000円の増額につきましては、負担金額の確定によるものでございます。

細目3奨学資金貸付事業経費22節①奨学資金過誤納還付金2万4,000円の増額につきましては、誤って返還金を二重に納められた方に対しまして還付するものでございます。

次に、細目9感染症対策経費1節⑩会計年度任用職員報酬から8節⑩会計年度任用職員費用弁償につきましては、任用形態に合わせまして予算の組替えをお願いするものでございます。11節①通信運搬費24万7,000円の増

額につきましては、夜間、休日等における児童生徒の事故やけが、また、新型コロナウイルス感染症に関する保護者との連絡用としてスマートフォンを各小中学校、それから幼稚園、さくらんぼこども園に1台ずつ配布いたそうとするものでございます。なお、財源につきましては新型コロナウイルス地方創生交付金を充てるものでございます。

次のページ、36ページ、37ページをお開き願います。

2項1目細目2小学校管理経費1節⑩会計年度任用職員報酬350万円の減額から、8節⑩会計年度任用職員費用弁償9万2,000円の減額につきましては、当初予算におきまして令和2年度同様に国庫補助事業でありますスクールサポートスタッフ事業が継続されることを想定し、歳出予算のみを計上しておりましたが、今年度につきましては採択されませんでしたので減額いたそうとするものでございます。10節⑥修繕料20万円の増額につきましては、小学校の修繕が増加しておりますことから、今後の見込みにより増額をお願いするものでございます。

続いて、細目3小学校施設整備費14節①鉄棒設置工事308万円の増額、それから遊具等撤去工事90万円の増額につきましては、毎年度行っております遊具等の安全点検におきまして使用不可と判定されました遊具の設置撤去費についてお願いするもので、涌谷第一小学校及び月将館小学校の鉄棒につきましては撤去し、新たに設置いたし、そのほか各校で使用不可とされました遊具につきましては撤去のみの費用をお願いするものでございます。17節①施設管理用備品購入費4万8,000円の増額につきましては、小学校の植栽管理用の脚立2脚を購入しようとするものでございます。

次のページ、38ページ、39ページをお開き願います。

3項1目細目2中学校管理経費で117万円の減額につきましては、小学校管理経費と同様に国庫補助事業でありますスクールサポートスタッフ事業の採択がありませんでしたので減額をお願いするものでございます。

次に、3項2目細目1中学校教育振興経費1節③校医等報酬で20万7,000円の減額。次の12節①学校医委託料で20万8,000円の増額につきましては、眼科の学校医につきましては民間の医師から町立病院の医師に変更となりましたことから予算の組替えをお願いするものでございます。

次に、4項1目細目2幼稚園管理経費2節⑩会計年度任用職員給料200万円の減額、3節51通勤手当で5万円の減額につきましては、今後の見込みにより減額するものでございます。14節①涌谷幼稚園滑り台設置工事90万円の増額につきましては、涌谷幼稚園の複合遊具につきまして安全点検の結果、使用不可となりましたので新たに滑り台1台を設置いたそうとするものでございます。

それでは次のページ、40ページ、41ページをお開き願います。

細目4預かり保育事業経費1節⑩会計年度任用職員報酬50万円の増額、次の2節⑩会計年度任用職員給料65万円の減額につきましては、当初フルタイム会計年度任用職員の採用を予定しておりましたが、パートタイムの会計年度任用職員の採用となりましたことから、組替えをお願いするものでございます。10節⑦賄い材料費49万9,000円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました涌谷幼稚園及び南幼稚園の預かり保育利用者の増に伴い増額をお願いするものでございます。

細目6幼稚園感染症対策経費10節②消耗品費212万4,000円の減額につきましては、こちらも歳入でご説明いたしました教育費県補助金の教育支援体制整備事業補助金の補助率及び上限額の減に伴い減額するものでござい

ます。終わります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 5項2目細目2公民館運営経費になります。

次のページ、42ページ、43ページをお開きください。

8節⑩会計年度任用職員費用弁償3万3,000円の増額でございますが、配置換え等により会計年度任用職員の交通費について計上するものでございます。10節②消耗品費60万円の増額につきましては、財源の組替え40万円と合わせてコロナ禍において自宅で過ごす時間が増えていることから、読書環境をより一層充実するため図書を購入するものでございます。12節成人式企画運営業務委託料100万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため成人式に参加できない新成人やご家族の皆様へ成人式の様子をYouTubeでオンライン配信し、視聴できるよう業務委託をいたそうとするものでございます。17節⑩備品購入費22万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用備品として顔認証自動検温器を購入し図書室に設置するものでございます。なお、ただいま説明いたしました10節②消耗品費から17節⑩備品購入費までに係る財源は10分の10の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

3目細目1文化財保護経費1節③非常勤職員報酬10万5,000円、8節①費用弁償1万5,000円、②普通旅費3万4,000円、合わせて15万4,000円の増額ですが、文化財保存活用地域計画策定に係る経費で協議会策定のための委員報酬と交通費を計上するものでございます。令和元年から3年間の補助事業で令和2年度に策定協議会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため協議会を開催することができませんでした。そのため今年度に策定協議会を開催し、計画の策定方針の検討等を行い、令和4年度で終了する見込みでございます。なお、財源に歳入でご説明いたしました文化財保存活用計画作成事業費補助金を充てるものです。

4目細目1史料館管理経費8節⑩会計年度任用職員費用弁償7,000円の減額ですが、配置換え等により会計年度任用職員の交通費について補正するものでございます。17節⑩備品購入費22万円の増額と、次の6目細目1くがね創庫管理経費17節⑩備品購入費22万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用備品として、顔認証自動検温器を購入し、町立史料館とくがね創庫にそれぞれ設置するものでございます。なお、17節備品購入費に係る財源は、10分の10の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

6項1目細目2保健体育事務経費18節負担金補助及び交付金③その他負担金、宮城県スポーツ協会負担金1万8,000円と大崎市町村体育協会連絡協議会負担金8,000円の減額でございますが、涌谷町体育協会補助金として④補助交付金に2万6,000円を計上すべきところを、その他負担金としてそれぞれ計上していたため組替えをお願いするものでございます。

申し訳ありませんでした。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 次のページ、44ページ、45ページをお開き願います。

2目細目2給食センター運営経費10節②消耗品費で27万1,000円の増額及び次の11節②栄養計算システム保守管理手数料で3万円の増額につきましては、現在使用しております栄養計算ソフトについて平成14年の開所時から使用しており、不具合が生じておりますことから新たに栄養計算ソフトを導入し、併せて保守管理契約を締結しようとするものでございます。17節⑩施設用備品購入費16万5,000円の増額につきましては、給食センタ

一内の調理員事務室のエアコンにつきまして、こちらも開所時からの備品であり故障し修理が不能ということでしたので、新たなエアコンの購入費用についてお願いするものでございます。終わります。

○生涯学習課長（鈴木久美子君） 3目細目1 体育施設管理経費 8節⑩会計年度任用職員費用弁償 2万8,000円の減額でございますが、配置換え等により会計年度任用職員の交通費について計上するものでございます。10節⑥修繕料10万円の増額につきましては、2月以降の地震により破損したB&G海洋センター体育館正面の階段を修繕いたそうとするものでございます。12節委託料15万円の増額につきましては、箕岳白山小学校向かいにある箕岳地区町民グラウンドを点検した結果、危険な木柱等3本の撤去について業務委託をいたそうとするものでございます。17節①備品購入費44万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用備品として顔認証自動検温器を購入し、勤労福祉センターとB&G海洋センター体育館にそれぞれ設置するものでございます。なお、17節①備品購入費に係る財源は、10分の10の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。終わります。

○建設課長（小野伸二君） 11款災害復旧費 2項 2目細目1 都市計画施設災害復旧費200万円ですが、去る3月20日に発生しました地震の影響で城山公園内の史料館南側の石垣におきまして数か所隙間が発見されたことから、その復旧工事費用として200万円をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終了しました。

これより質疑に入ります。

なお、人件費全般についての質疑はここで行わず、各予算の款項において質疑を行いますのでご了承願います。まず、4ページ、第2表地方債補正について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に、歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。ございませんか。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 8、9ページの重層的支援体制移行準備事業補助金についてお伺いします。

300万円の減額になっています。それで職員の人件費に充当しようとしていたが認められなかったということです。その事業の大切さは非常に理解するところでもあり、現在ここに従事している職員はコロナ対策等も、お手伝いとかもして非常に繁忙な感じの仕事をしておられると思うんですが、職員のためならどこかに委託するとか、それとも任用職員等を採用するとか、そういうことを考えてもよろしいのではないかと思うんですが、その辺の検討はされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（木村智香子君） この事業については、今非常に重層的に、複合的に問題を抱えている家庭が多く、これらの相談に乗って解決に向けていこうとする事業で、その準備を行い、令和4年度から本格的に行いたいと考えているところで予算を計上したところではございましたけれども、正職員が認められないということで現在、コロナの様々な事業に当たっており正職員が多忙でありますので臨時職員、会計年度任用職員のほうを充てたいという考えもあり、相談はいたしましたけれども今回はやはりコロナのほうに従事を、職員の力を注力しましょうということにまとまりまして、こちらの事業についてはできる限りやっつけていくということになったものでございます。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） この事業としては継続事業に新しいものが加わったような事業ですけれども、コロナはコロナでそれは一過性のもんと思っておりますけれども、大切なことではあると思うんですが、なかなかこの重層的な支援の事業はやはり人手がかかる事業とも思いますので、その辺はもう一度、予算には載っていますけれども職員でなければ経験者なり、そういう方々の採用をして手伝いをいただいたほうがよろしいのではないかなと思うんですけれども、なんか今の説明だと何か要望したが認められなかったという思いも感じるわけですけれども、いかがですかその人事的にはその辺のことは相談あったんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 今回の重層的支援事業につきましては、主に相談事業のほうになろうかということで、ご承知のとおり今は医療福祉センター、事務のほうも非常にコロナの仕事を抱えながらやっているということで、ただ重層的支援のほうは相談体制の充実ということで、一般的に国庫補助事業、正規の職員の人件費に認められないというのはこれ一般原則で、それを充てようとしたところやっぱり駄目だったということで、ならば新たに人を雇いたいということで話があったんですが、今般の財政状況と鑑みて相談支援のほうに人を増やすのはちょっと一考いただきたいということで、今回は事業を実施しないというところで来年度以降検討するというようにしております。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 相談事業が主なのは分かるんですが、相談事業だからこそ人手がかかるということだろうと思うんです。コロナの陰に隠れて、やはり相談もできなく、ましてや庁舎に来る、役場のほうに相談に来るということも控えている方もいらっしゃると思うので、その辺はもう少し、陰を見るという表現はいいかどうか分かりませんが、困っている方に近づくような方策は必要かと思うんですが、その辺また考え直すというか、そういうことはできないものなんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 副町長。

○副町長（高橋宏明君） 重層的相談事業といたしまして、社会福祉協議会のほうで先般の区長会議のほうでそういったアウトリーチ、要はこちらに相談に来ていただくんじゃなくて社協の職員が困っている方の重層的な問題を抱えている方のお宅に訪問して相談を受けるということ、区長さんのほうにお話しておりますので、まずはその辺で相談事業のほうの様子を見ながら町の職員として加配と申しますか、人を増やしていくということについては全体の人の配置も併せて検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

8ページ、16款国庫支出金から13ページ、22款諸収入までについて質疑ございませんか。

歳出に入ります。歳出は、項ごとになります。

14ページから15ページまで、1款議会費1項議会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 14ページから19ページまで、2款総務費1項総務管理費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 18ページから21ページまで、2項徴税費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから21ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから21ページまで、5項統計調査費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 20ページから23ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 22ページから27ページまで、2項児童福祉費。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 24、25ページ、子育て支援経費についてお伺いします。

負担金補助及び交付金、一時預かり事業の補助金についてお伺いしますけれども、ここでは修紅、それから子どもの丘の一時預かりで6か月から2歳未満でしょうか、お預かりするというで大変いい事業かなと思います。それで、この事業、経費載っているわけですが、これから何人来るか分からないと思うわけですが、その事業費は一人当たり幾らとか、それともその事業を行うために保育士さんを採用して年間通して幾らなのか、その辺のような補助金になるのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） お答えいたします。

こちらの補助金のほうですけれども、一時預かり事業を行っていただくための保育士さんの人件費になります。年間を通しての人件費となります。終わります。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） そうすると人数とか、そういう制限とかは特になのかということと、もしそうであれば、その次のページのこども園経費には載っていないんですが、こども園は一時預かりはないのか、事業をしないのか、できないのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） まず人数の制限ということでよろしかったでしょうか。はい。人数の制限は1日当たりの意味ではなくて、年間を通してということでもよろしいですか。（不規則発言あり）こちらの事業。その日の預かる人数によっては違ってはきますけれども、基本はお一人は必ず常時いていただくということです。さくらんぼこども園のこども園経費のほうに一時預かり事業費がないということですが、通常の一時預かりは幼稚園のほうでやっていただいておりますが、今回のような生後6か月から2歳児までの一時預かりという事業はやってはございません。前に検討はしたことはありましたけれども、ちょっと保育士さんのスタッフ不足ということでなかなか手をつけられなかった事業となります。以上です。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） この一時預かりも新規の事業ということで、民間だけに預けるのではなくて、やはり町、公的な施設も当然こういう窓口は設けるべきだろうと思います。ましてや補助金もついて、保育士さん一人ぐらい、最低一人の分は補助はつくんだらうと思いますけれども、その辺はもし来なければ通常の業務の手伝いとかできるわけですので、その辺もなぜさくらんぼのほうにその人員配置というか、そういうこともしなかつ

たのか。どうもこう、不思議というか、町としてやはり率先してやるべきだろうと私は思うんですが、その辺抜けたところは何か理由あったんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） ご意見ありがとうございます。議員さんのおっしゃるとおりの、その考えも分かりますけれども、さくらんぼこども園のほうで例えば職員一人を採用した場合には交付金のほうは出ません。今回のこちらの民間の保育所のほうに委託して行います一時預かり事業につきましては、国・県の補助3分の2が充当できますので、そちらのほうで町の財政的にもよろしいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。6番。

○6番（稲葉 定君） 22、23の一番下のところの保育委託経費なんですけど、919万4,000円の減額なんですけれども、これは人数確定かなんかの理由による減額と思ってよろしいんでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 当初予算計上時の人数から4月に入りまして、人数がそれぞれの保育所、幼稚園等に確定しましたことによる減額が主なものです。終わります。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 人数の確定は当然補正の対象になるんですけども。そこで私思うのは涌谷保育園のことなんですけれども、涌谷保育園の現状というか何人預かってもらって、どういうことになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 涌谷保育園の現状ということでございます。涌谷保育園の人数ですが、これまで利用定員110人となっております。こちら7月1日から利用定員50人に減員となりますけれども、現在のところ35名。ゼロ歳児2名、1歳児6名、2歳児11名、3歳・4歳児各7名、5歳児2名ということで、計35名のお子様をお預かりしております。以上です。

○議長（後藤洋一君） 6番。

○6番（稲葉 定君） 大分かつての涌谷保育園の人数はなくなったんですけども、保育士さんはちゃんと数は今大丈夫で、かねてトラブルになった部分を除いてはトラブルというかの問題などは現在のところないんでしょうか。それがなければ35人でも預かっていただけてありがたいということになるわけで、その辺のことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 涌谷保育園さんのほうには4月は毎日、5月、6月からは月初に園児数と先生の数を報告していただいております。職員数は規定に満たしております、全員子供さんたちも安全安心に保育されているということを確認しております。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 次に入ります。

26ページから29ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。9番。

○9番（杉浦謙一君） 予防費の感染症対策経費でありますけれども、2つの点で質疑したいと思っております。

一つ、ワクチン接種の予算関連ですけれども、その一つ目はワクチン接種の方法、これまで順調に進んできているなと思うんですけれども、登米市とか報道があるたびに、あと福島県の相馬市の相馬モデルと言われている地域ごとの集団接種でありますけれども、そういった地域によってそういう接種の仕方がちょっと参考になるのかなと思っておりますけれども、涌谷町でそういうのを採用しなかったというのは何か理由があるのかなとちょっとお聞きしたいと思っております。相馬市は19歳から64歳まで集団接種やっているということだったので、全国的にも先駆けてやっているそういった自治体でありますから、そういった点では参考にしなかった理由というのは何かあるのかなと思ってお聞きいたします。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 今、議員さんがお話いたしました登米市方式ということで、こちらの町のほうで接種日を設定して個人に振り分けしてはがきで通知するというような方式だと思うんですけれども、その当初の段階ではちょっと私も関わっていませんでしたけれども、集団接種と個別接種とあるんですが、最初個別接種のほうを主体として考えているということもございましたので、その時点では多分検討はされていなかったのではないかなというところではございます。今、その個別接種と集団接種の割合についても、当初は個別接種80、集団接種が20という扱いで、今は50%の50%という形で割合を直したところではございます。そういうところからその時点では考えていなかったのではないかなというところで思っているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） これから65歳以上進んできているので、これからまた64歳以下のワクチン接種が進んでいくんだと思うんですけれども。そういった中でいち早く接種していくという点では、やっぱりいろんなことを考えて想定していかなければいけないと思うんですけれども、登米市、相馬市含めてそういった従来のやり方ではなくて、いろいろ参考にしながらやっていくべきだと思うんですけれども、今後の考え方でしょくもいかがでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 今後の64歳以下のワクチン接種の方法ということなんですが、先ほど言った登米市方式になりますけれども、やはり65歳以上の高齢者等はやっぱり今後始まる一般接種、若い方については生活スタイルとかかなり異なるというところではございますし、またやっぱり若い世代の方については会社で仕事されている方も多いため町で指定した接種日に対しては都合が悪いというような理由でやっぱりキャンセルが多くなる、そういった発生するんじゃないかという懸念がございまして、今のところは考えていないところでございます。今、関係課、上司等と接種方法については今検討しているところではございますけれども、今のところは年齢別で受付を開始し、またインターネットの予約できるような環境整備をする方向で考えているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） 二つ目よろしいでしょうか。先ほど1点目は方法でしたけれども、どうしてもワクチン接種をするのに副反応が出るということで、私の近くでもやっぱり受けたくないなという、また様子を見るとい

う方も結構おまして、やはりこの副反応の情報というのがやっぱり必要なのかなと思って、大体ワクチン接種がどういった効果があって、なぜ必要なのかというやっぱりそういう根本的なところですけども、そういう周知もちょっと必要なんじゃないかなと思うんです。遅くはないと思うんです。これからいろんな情報、情報をいろいろ想定するのは町報とかホームページぐらいしかちょっと私も考えられないんですけども、やはり副反応と主反応の関係はどういう関係なのか。やっぱり接種した後の痛みとか、あと発熱、頭痛、そうした副反応が起こるんですけども、それがワクチンによる自然免疫であるという、これが免疫を獲得する上で大事なことだということも想定しながら、あまりワクチン接種副反応をなんか恐れてやらないようなことがあってはならないなと思うんですけども、やっぱりそういう周知必要なんじゃないかなと考えておりますがいかがでしょう。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） コロナワクチンの接種後の副反応ということで、やはり今高齢者を対象にワクチン接種をしているところでございますが、高齢者のワクチン接種後の副反応というのは、それほどあまり出ていないというような状況であります。ただ、やっぱり接種した部位がちょっと腫れたりとか、若干の発熱とかというところがございます。ただ、医療従事者向けのそのワクチン接種後の副反応については、やはり若い方については次の日、頭痛、発熱、発疹、そういったものが多く見られているというような状況にはなっております。国のほうでもそのワクチン接種後の副反応については、50%以上はそういう頭痛とか、接種部位の痛みがあるという。あと、30%ぐらいは発熱、下痢、そういったものがあるということを知っております。それで今後、その副反応についての周知方法なんですけど、今までもホームページとあと広報等で周知はしておりますが、さらにこちらのほうで接種後受けた方につきましては、集団接種の会場等々でチラシを作成し配付していきたいとは考えているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 9番。

○9番（杉浦謙一君） やはりまだ周知が徹底されていないと思うんです。現に、この副反応が、ニュースもあるんでしょうけれども怖いという思い込みというか、あるので、やはりそこは根本的にどういう仕組みでワクチン接種をして、そしてそのワクチン接種することによって抗体ができ、集団免疫が獲得できるという、こういったメカニズムをちゃんと知らせることが担当として一番大事なのかなと思っていますし、その点やっぱりいろんなところで周知すべきだと思いますが、2回目ですけどもどうぞよろしくをお願いします。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） そういったやはり副反応についての情報というのは必要になってくると思いますので、その辺住民の方々に接種後、受けた方については周知していきたいと考えております。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

休憩します。再開は2時15分とします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

28ページから31ページまで、6款農林水産業費1項農業費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 30ページから31ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 30ページから33ページまで、8款土木費1項土木管理費。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 予算とは直接ではないんですが、土木費で発注率というか、その辺はどの程度進んでいるのかお願いできないでしょうか。

○議長（後藤洋一君） もう一度お願いします。どういうことですか。

○4番（佐々木敏雄君） 工事の発注をどの程度されているかなということを聴きたいんですが。維持で結構ですが、改良でも含めてでも結構ですが。というのは、やはり町民の方々は道路等の工事が少なく、やはりいろいろ要望とかもありますけれども、予算取ったものを早く執行すべきだろうと思いますし、工事していれば町民の方々も安心するのかなという思いもありますので、その辺の発注を速やかにしていただきたいなという思いでお聞きしているところです。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 工事の発注状況ということでございます。大きく委託業務と工事請負費になるのかなと思います。すみません、正確なこの数字は、大変申し訳ありません、抑えてはおりません。ただ、発注状況といたしまして委託に関わる分、草刈り及び町道維持、補修っていうんですかね、こちらは細かいところ、側溝ちょっと蓋が壊れたとか、暗渠に土砂が詰まったとか、そういう工事については発注して対応をしているところがございます。また、草刈り等につきましても占用堤、こちらは江合川の国交省から占用してやっているところの草刈り等につきましても発注済みでございます。残っているのは、交通安全施設ということで区画線を引く工事でございます。こちらのほうは公安のほうの補助の確定に合わせまして行う予定となっておりますので、そちらの状況を見て発注しようという予定にしております。工事につきまして、しゅんせつ等につきましては既に発注済みでございます。あとは舗装補修ということで、パッチングということで、上に舗装をかぶせる工事でございます。こちら先月発注しまして、先週ですか、業者と現場のほうを箇所につきましては立会い等をして間もなく入る予定でございます。あと、予算科目ちょっと別になりますけれども、新設改良費、こちらのほうは補助は交付金等が主なものでございまして、こちらにつきましては一部舗装補修ということで起債事業でやる事業、2路線予定しているんですけれども、1路線につきましては発注済みでございます、もう1路線につきましては来月発注する予定となっております。また、起債事業の関係で額が確定してから行おうとする舗装につきましては、その額の確定が決まり次第発注する予定となっております。また、メインとなっておりますが交付金事業で行う予定の繰越していない大谷地線及びウェルファムフーズに向けての道路橋梁のほうにつきましては補正、先ほど前段でありました、専決でございましたけれども、繰越して今設計等をやっておりますので、そちらが設計等が固まり次第下部工ということで発注予定をしております。おおむね秋以降になるのかなと思っておるところでございます。発注できるものにつきましては順次発注しております。

正直言って一般質問等でもございましたが、町民の皆様方の要望、量からしますと正直予算取っている額というのがもう、大分正直言って十分かっという、正直言って十分対応しきれない状況でございますので、私たちがしてみれば与えられた額でできることから少しずつになるかと思うんですけれどもやっているという状況でございます。執行率的にはもう、執行率としましてはやれるものから既にもう発注しているという状況でございます。また、場合によっては、また次の議会等で追加をお願いすることもあるかと思っておりますけれども、可能な限り町民の皆さんの要望等に応えていきたいなと思っております。終わります。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから33ページまで、2項道路橋梁費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから33ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 32ページから35ページまで、10款教育費1項教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから37ページまで、2項小学校費。3番。

○3番（竹中弘光君） 小学校の施設整備費の工事請負費ということで、鉄棒の設置工事を行うということなんですけれども、今般、一般質問でもありましたけれども、白石小学校ですか、そちらの件のあれで全部そういう教育関係のやつも見たと思うんですけれども、町で管理する公園等及びその地域に管理してもらっている遊具等もあると思うんですけれども、その点のそういう安全確認が済んでいるのかどうかお尋ねします。

○議長（後藤洋一君） 遊具の安全確認についてということですか。

○3番（竹中弘光君） まず一つは教育機関の施設の部分は全部終わっているのかどうかと、そのほか地域の部分もなっているのかどうかの確認です。

○議長（後藤洋一君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） まず教育施設、学校、幼稚園等の遊具等でございますけれども、年1回の町の予算のほうで遊具等の安全点検行っております。そのほかに各学校、幼稚園におきましては月に1回学校の先生方等によりまして安全点検のほうを実施しております。その際には、遊具以外にも例えばトータムポールのような構造物でしたりですとか、あと古タイヤを使って造られたものですとか、そういった遊具以外の部分についても点検のほうは実施しておりまして、今のところその安全点検で使用不可とされたもの以外で、そういう危険度があるというものは報告は受けてないようなところでございます。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 都市公園の遊具の点検についてなんですけれども、こちらのほうは業者のほうに既に発注済みでして、間もなく入るかなと思われまして。一応、先月発注しています。以上です。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 今言ったように、町で管理しているものは今言うように教育施設なり、公園関係はしていると思うんですけれども、肝心なのはその地域で管理していただいている、そういう遊具類あると思うんです

けれども、そちらのほうの確認はしているのかどうかということでございます。

○議長（後藤洋一君） 例えばどういうことですか。

○3番（竹中弘光君） 例えば、うちのほうに、うちの地域にある、のびのび会館にある遊具類です、そういったものを町でということなのか、それともその地域で見てくれというか、そこまでやっているのかどうか。うち以外にもあると思いますけれども、そういった管理はどうしているのかということです。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 地域の遊具につきましては、それぞれ管理については地域で管理させていただいております、そういった点検あるいは撤去修繕については、町のほうで相談を受けているところがございます。なお、点検につきましては、相談あった場合には学校と併せて点検していただいたりということも過去に行った経過もありますので、その辺はご相談いただければと思います。

○議長（後藤洋一君） 3番。

○3番（竹中弘光君） 今ありましたけれども、だからその部分を今こういう部分の中で万が一ということで騒がれているわけでございますけれども、もちろん地域で管理していますから地域にやればいいんですけども、やはり最終的にはその部分に関しても町のほうでも関心を持っていただいてやって、連絡とかそういったものを行っているかという部分を一応聴いておきたいんですけども、今言ったように地域に任せているから地域でそのままだよといったときに、万が一あった場合にいろいろ町のほうにも来ると思いますので、そういう部分の管理というかその部分を徹底してもらいたいなと思っております。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 地域の遊具につきましては、お任せしている状態に今なっておりますけれども、まちづくり推進課のほうで持っております集会所等整備の中でも補助金出る項目もあります。そういったものを活用していただいて、点検あるいは修繕をしていただくように周知させていただきたいと思います。

○議長（後藤洋一君） いいですね。

○3番（竹中弘光君） 町のほうでも、だからその点を徹底して、今こういう時世ですので、その管理というか地域のほうに連絡とか、そちらのほうの徹底をするように指導というかお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 36ページから39ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 38ページから41ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 40ページから43ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 42ページから45ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 44ページから45ページまで、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費。4番。

○4番（佐々木敏雄君） 災害復旧費ですけれども、200万円ということで3月20日の地震の被害じゃないかなという説明がありましたけれども、この積算というのはどこでされたのかということ。200万円という金額ですね。工事もどのようにするのか、その辺は説明はないんですけれども、かなり中のほうが膨れてきているし、何ていうのかな、ひび割れも結構大きくひび割れてもいるので、200万円のできるような工事ではないんじゃないかなと私思うわけです。素人ですけれども、素人でもそう思うので、工事をするとならば当然中からすることになろうと思いますけれども、この額で足りるのかどうかその辺をお伺いします。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 工事の内容ということなんですけれども、2月の地震がありまして、その時点でも現場のほう確認した際、特に異常は見受けられませんでした。3月20日の地震ですね、そのときに現場見たときに、先ほども言ったんですけれども亀裂、石垣がずれたとか、隙間が生じたという事案が発生しました。そのときに同時に涌谷神社さん所有の鳥居ですね、石の鳥居に亀裂が入ったというときでの地震であの辺一帯が被害を受けたという状況でございます。その後、うちのほうも現場のほうを見た中で大きく吸出しあるいは石垣が膨れたりとか、そういう事案が見受けられなかったのも、またその天板のほうですね、要は史料館側の上のほうですけれども、そちらも大きく土がくぼんでいるとか、中に沈下しているという様子が見受けられなかったのも大丈夫かなという認識を持ったところではございましたが、なお心配ということで宮城県の建設版さんからちょっと現場のほうを見ていただきまして、ちょっと確認をしていただきました。その際も我々と同じような所見でございまして、大きく石垣が沿ったり、あるいは吸出しとか、膨れたりとか、大きく移動している様子が見受けられなかった。また、上のほうも当然大きく天板が、土が沈下しているという様子が見受けられなかったのも、特にこれからすぐ崩れるとかそういう事案は少ないんじゃないかという回答をいただきました。そこでうちのほうとしましてどうするかということで、以前川のほうなんですけれども、川側なんですけれども、県のほうで隙間に無収縮モルタルを充填した事例がございましたので、今回もその対応ということで足場を組んで隙間の中に無収縮モルタルを充填しようという工事を今回予定しているところでございます。ご心配になっているとおり、中のほうどうなのという場合になりますと、大きく今度調査しようということになると、どういう調査なのかちょっとまだそこまで調べてはいないんですけれども、レーザーかなんかで内部の様子を見るか、あるいは大規模に上から石をよけて、取り外して中本当に空洞があるのかどうかまでやらなきゃいけないという。そうすると金額的にいうと1桁ないし2桁ぐらい、場合によっては増える可能性もあるという。要は、なおさら今現場のような石積みですかね、そのような職人さんも少ないので、なおさらそういったことをトータルで考えた場合、今できる最善策として亀裂とか隙間が生じた部分につきまして、無収縮モルタルを充填するということでの復旧工事を予定しているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 4番。

○4番（佐々木敏雄君） 今、出ましたけれども、確かに河川側もかなりひび割れがして亀裂が入っているんですよ。だからそれとの因果関係とか、何かの力学的なところもあるのかなとも思いますので、それからやっぱり高いところなので、水とかも入っちゃうと本当に土圧でもつのかなということが非常に心配されるわけなんですけれども、現在、昔にただ石垣を組むわけではないと思われましてけれども、その辺は十分に今後被害が起きないように最善の工法とか、しなくちゃいけないのかなと思います。仮にとりあえず200万円ですてお

くものなのか、将来的にもう少し調べてきっちりと直さなくちゃいけないと思っているのか、その辺も含めて調査はしておくべきだろうと私は思いますけれども、いかかがなものでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 今の復旧方法からいきますと、どちらかというと応急的な対応というんですか、モルタルを充填しますので、特に石垣の間を一体化するということですね、隙間を埋めてそれによってもし仮に揺れたとしても一体物になっていますので、揺れが少なくなるという状況です。県道側のほうについても、石の間、隙間が生じました。当然県のほうでも相談しまして、どちらかという町側のほう、南側のほうが隙間が大きかったものですから、町の対応というか、町で業者が決まったら後、県のほうでもそれに準じた形で対応をするということで、県とは連携を取りながらやっております、県としても対応するとすれば我々が今やろうとしている無収縮モルタルで隙間を埋めるという工法になるということでしたので、一時的な対応といえば一時的な対応で、本当に本格調査すると本当にどのぐらいかかるのか分からないので、今の町、我々が置かれている状況からしますと、なかなかそこまで経費かけるのかということになりますので、あくまでその応急的な対応で様子を見させていただきたいと思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。5番。

○5番（佐々木みさ子君） 関連なんですけれども、今課長が言ったのを聞いて、あそこ通学路にもなっていますよね。工事する側というか道路側といいますか、その辺でやはり私もすごく心配はしていますけれども、あともう一つ、涌谷神社で所有している鳥居って先ほどおっしゃいました。それはやはり涌谷神社で補修するということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 建設課長。

○建設課長（小野伸二君） 鳥居については、涌谷神社さんのほうで業者さんから見積りを取っているという情報を得てまして、どのような復旧方法取るのか、ちょっとまだこちらのほうには情報入っておりませんが、神社さんのほうでその亀裂の入った部分については補修する予定になっております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。

よって、議案第44号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第21、議案第45号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第45号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ140万6,000円を増額し、総額を20億378万7,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業として実施いたしております傷病手当金の支給に要する費用について予算措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 順次説明願います。

○健康課長（木村 治君） それでは、議案第45号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

予算書6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

4款2項1目2節特別交付金150万円の増額につきましては、歳出で増額計上しておりますコロナウイルスに係る傷病手当金について10分の10特別調整交付金として9月30日まで財政支援が延長されることにより、今回増額するものでございます。

次、6款1項1目4節職員給与費等繰入金7万2,000円の増額につきましては、一般会計のほうでも説明いたしました。また歳出のほうでも増額計上しておりますオンライン資格確認等システム運営負担金について、当初予算において本来年額を計上すべきものを月額しか計上しなかったため今回増額分を法定分として一般会計から繰り入れるものでございます。大変申し訳ございませんでした。

次、2項1目財政調整基金繰入金16万6,000円の減額につきましては、職員人件費の減額に伴い財源調整を行ったものでございます。補正予算後の基金残高につきましては、5億5,407万2,000円となります。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳出になります。

1款1項1目細目2一般管理経費7万2,000円の増額につきましては、歳入においても説明いたしましたが、オンライン資格確認等システム運営負担金について当初予算において計上の誤りがあったため、今回増額するものでございます。

次、2款7項1目傷病手当金150万円の増額につきましては、歳入においても説明いたしましたが、コロナウイルスに係る傷病手当金について予算措置するものでございます。

次、6款3項1目細目1職員人件費の16万6,000円の減額につきましては、管理職手当等の見直しによる減額になります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和3年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第22、議案第46号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第46号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ1,801万1,000円を減額し、総額を18億4,349万2,000円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴い職員人件費を減額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 担当課長から順次説明願います。省略。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和3年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決さ

れました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第23、議案第47号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第47号の提案理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして経年劣化の著しい医局用テーブル等の購入に伴い、消耗備品費の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 説明省略といたします。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和3年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第24、議案第48号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして耐用年数を経過した温冷配膳車の故障に伴い、そのリース費用として賃借料の増額をお願いするものでございます。あわせて、資本的支出におきまして介護等の床置き型空調機の故障に

伴い、資産購入費の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 説明省略とします。

これより質疑に入りますが、一括質疑となります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和3年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

町長から令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）の追加提案がありましたので、これより追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時47分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎追加日程第1 議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 追加日程第1、議案第49号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第49号の追加提案をお認めいただきましてありがとうございます。

それでは、議案第49号の提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ171万9,000円を増額し、総額を69億6,980万円にいたそうとするものでございます。

補正の内容でございますが、令和3年2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震において被災し、内壁が破損いたしました涌谷中学校柔剣道場の災害復旧に係る経費について計上するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、議案書2ページをお開きください。

第2表地方債の補正になります。

1. 地方債の追加といたしまして、公立学校施設災害復旧事業50万円を追加するものです。町長の提案理由にありまして、2月13日に発生いたしました地震により中学校の柔剣道場が被災し、内壁を復旧する費用に充てるものです。

続きまして、歳入になります。

6ページ、7ページをお開きください。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） 16款国庫支出金2項7目7節文教施設災害補助金①公立学校施設災害復旧事業費補助金114万4,000円を増額につきましては、今年2月13日に発生いたしました福島県沖を震源とする、当町においては震度5強を観測した地震によりまして、涌谷中学校柔剣道場において内壁が破損する被害があり、今月6月4日に国の査定を受けまして国庫補助事業として採択されましたことから計上するものでございます。

被害の詳細及び工事の詳細につきましては、歳出でご説明させていただきます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） 20款2項1目1節①財政調整基金繰入金7万5,000円の増は、歳入歳出の差額を調整するものです。補正後の財政調整基金残高は6億8,533万9,000円になります。

23款町債につきましては、地方債の追加で説明しましたので省略させていただきます。

歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

○教育総務課長兼給食センター所長（内藤 亮君） それでは、歳出11款災害復旧費3項1目細目2中学校施設災害復旧費10節②消耗品費1万8,000円を増額につきましては、災害復旧工事に係る事務費として計上するものでございます。

次の14節①涌谷中学校柔剣道場災害復旧工事170万1,000円を増額につきましては、2月13日の地震によりまし

て涌谷中学校の柔剣道場の入り口側の南側天井付近の内壁8か所において破損及びひび割れ、また、同じく北面につきましても天井付近の内壁8か所において同じく破損及びひび割れが発生したものでございます。復旧の方法につきましては、カッターを入れまして破損したモルタルを撤去しまして、モルタルそれから塗装により補修を行うものでございます。終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入りますが、一括質疑となります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 令和3年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎請願・陳情

○議長（後藤洋一君） 日程第25、請願・陳情。

今期定例会において本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりです。

陳情第1号 コロナワクチン接種を迅速に執行するよう町当局に議会として意見書を提出することに関する陳情書については、配布といたしましたのでご了承願います。



◎議員の派遣について

○議長（後藤洋一君） 日程第26、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局総務班長をもって朗読いたさせます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 朗読いたします。

議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び涌谷町議会会議規則第120条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

なお、変更については議長に一任する。

令和3年6月17日

涌谷町議会議長

記

1. 件名 町村議会議員講座。
目的 議会議員の資質向上のための研修会。
派遣場所 宮城県自治会館（仙台市）。
期日 令和3年7月15日木曜日 7月16日金曜日。
派遣議員 全議員。
2. 件名 町村議会議員セミナー。
目的 議会議員の資質向上のための研修会。
派遣場所 まほろばホール（大和町）。
期日 令和3年8月20日金曜日。
派遣議員 全議員。

以上です。

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第120条の規定により、ただいま朗読いたさせましたとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については派遣することに決しました。



◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会6月第2回会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日6月18日から12月28日までの194日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月18日から12月28日までの194日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後2時56分